

◎新潟県告示第519号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、妙高市への新潟県妙高高原博物展示施設の管理及び運営に関する事務の委託を令和元年10月11日限り廃止するので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和元年10月11日

新潟県知事 花 角 英 世